

議案第166号

前橋市公民館利用に関する条例の改正について

平成28年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市公民館利用に関する条例の一部を改正する条例

前橋市公民館利用に関する条例（昭和30年前橋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表粕川公民館の項中

「

第5会議室	100円	150円	150円
造形創作室	260円	370円	370円

」

を

「

造形創作室	160円	210円	210円
料理実習室	480円	640円	640円

」

に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。